

平成27年9月1日暫定運用開始

雲出川下流における避難勧告等の 発令基準・対象地域を見直し



平成27年8月20日

雲出川下流における出水時の避難状況

雲出橋下流において発令した避難勧告等発令状況及び避難者数

	日付	最大水位 (雲出橋観測所)	避難 勧告等	対象者数	避難所への 避難者数	避難率	開設避難所
平成24年 台風第17号	9/30~ 10/1	4.76m	発令せず	—	1世帯 2人	—	高茶屋市民センター(1箇所)
平成25年 台風第18号	9/15~ 9/16	4.86m	避難勧告	5,613世帯 13,777人	19世帯 48人	0.3%	高茶屋小学校、南郊中学校、南郊公民館(高茶屋出張所)、高茶屋市民センター、三重県立津高等技術学校、雲出出張所、雲出市民センター、雲出小学校、雲出市民館、桃園小学校、香海中学校、香良洲小学校、香良洲歴史資料館、香良洲公民館、まつぼっくり作業所(15箇所)
平成26年 台風第11号	8/9~ 8/10	5.71m	避難指示	5,902世帯 14,017人	305世帯 458人	3.2%	南郊中学校、南郊公民館(高茶屋出張所)、高茶屋市民センター、三重県立津高等技術学校、雲出市民センター、雲出小学校、雲出市民館、桃園小学校、久居東中学校、香海中学校、香良洲小学校、香良洲公民館、まつぼっくり作業所(13箇所)

避難勧告等に伴い指定の避難所に避難した人は、最大で3.2%

考えられる原因

- 地域住民が「危険」と思う水位と行政が設定した水位にズレ
- 地域住民が考える危険と思う地域と行政が避難勧告等を発令する地域とのズレ

地域の実情に即した避難勧告等の発令基準について検討を行う必要がある

雲出川下流における避難のあり方検討会

第1回検討会

実施日:平成27年1月27日(火)

協議事項:雲出川下流における避難のあり方検討会設立について
雲出川下流の避難のあり方における現状と課題

第2回検討会

実施日:平成27年3月27日(金)

協議事項:雲出川下流における氾濫危険水位及び避難判断水位の設定
雲出川下流における避難勧告基準の見直し
河川情報の収集と提供について

第3回検討会

実施日:平成27年7月9日(木)

協議事項:雲出川下流における氾濫危険水位及び避難判断水位の設定
雲出川下流における避難勧告基準の見直し
新たなステージに対応した防災・減災のあり方
避難行動につなげるために
避難情報の提供
雲出川下流における避難誘導・避難情報のあり方の提言(案)

提言の手交

実施日:平成27年7月21日(火)

内容:検討事項について取りまとめた内容を「雲出川下流における避難誘導・避難情報のあり方の提言」として、津市長、松阪市長、三重河川国道事務所長へ提出

学識経験者

三重大学大学院 葛葉 泰久 教授
三重大学大学院 川口 淳 准教授(津市防災アドバイザー)

地域関係者

自治会 津市 高茶屋地区、雲出地区、桃園地区、香良洲地域
松阪市 嬉野地区、三雲地区
消防団 津市 津、久居、香良洲
松阪市 嬉野、三雲

行政関係者

津南警察署、松阪警察署
三重県(津地域防災総合事務所、松阪地域防災総合事務所、津建設事務所、松阪建設事務所)
津市(危機管理部、建設部、消防本部、久居総合支所、香良洲総合支所)
松阪市(危機管理室、都市整備部、松阪地区広域消防組合、嬉野地域振興局、三雲地域振興局)
三重河川国道事務所

雲出川下流における避難のあり方検討会からの提言内容

提言1 氾濫危険水位と避難判断水位の見直し

雲出川の河川・地形特性や河川整備の状況、家屋浸水被害発生要因の実態を踏まえ、適切な避難行動が行えるように、氾濫危険水位、避難判断水位や避難勧告等発令基準の見直しを行うこと

提言2 避難勧告等発令基準・避難対象地域の見直し

見直しする氾濫危険水位等や想定される浸水特性等を踏まえ、居住地域を考慮した適切な避難行動や避難誘導が行えるように、避難方法、避難勧告等発令基準、避難対象地域等の見直しを行うこと

提言3 避難・水位に関するわかりやすい情報の提供

雲出川下流の水位の状況や避難行動の判断の目安について、地域住民の誰もが見ることができるよう、わかりやすい情報を提供すること。また、様々な提供手段があるため、各種情報とその確認方法についてわかりやすく説明すること

提言4 主体的避難の促進

洪水時の水防活動や避難支援活動等につながるよう、住民参加型の防災訓練等を実施し、自発的な防災力の向上を図ること。また、自然災害から命を守るために、自ら判断して適切な避難行動につなげるよう意識の向上を図ること

提言5 「新たなステージ」に対応した防災・減災のあり方

気候変動に伴い、極めて大規模な水害が発生する可能性が高まっている現状を「新たなステージ」と捉え、「少なくとも命を守り、社会経済の壊滅的な被害が発生しない」ことを目標とし、危機感を共有して防災・減災対策に取り組んでいくこと

提言6 洪水ハザードマップの見直し

洪水ハザードマップは、地域住民の的確な避難行動につながるように適切に見直しを行うこと

氾濫危険水位、避難判断水位等の見直し

提言を受け、平成27年8月4日付けで雲出川洪水予報連絡会会長（三重四川災害対応連絡会会長）である三重河川国道事務所長より
平成27年9月1日から雲出橋観測所の水位が変更される旨が通知

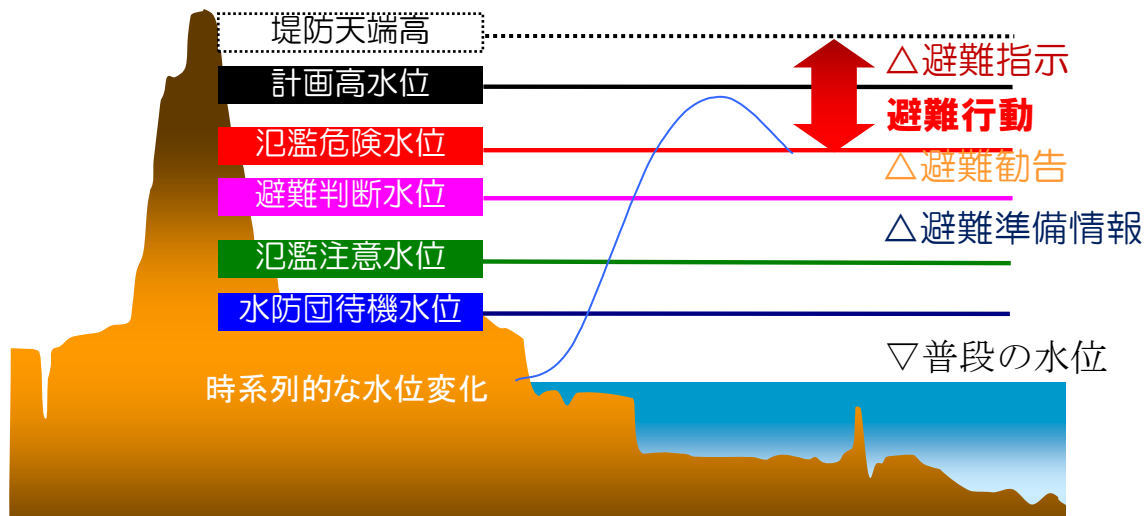
雲出橋観測所の変更前水位

区分	水位
計画高水位	6.74m
氾濫危険水位	4.8m
避難判断水位	4.6m
氾濫注意水位	3.7m
水防団待機水位	3.0m

雲出橋観測所の変更後水位

区分	水位
計画高水位	6.74m
氾濫危険水位	5.4m
避難判断水位	5.0m
氾濫注意水位	3.7m
水防団待機水位	3.0m

→ 0.6m引き上げ
→ 0.4m引き上げ



氾濫危険水位の見直しにより「避難勧告」の発令回数は減少するが、発令に至った場合は今まで以上に速やかな避難行動を実践することが必要

暫定的な避難勧告等の発令の見直し

氾濫危険水位等の設定水位の見直しが平成27年9月1日から適用されるに当たり、津市防災会議による、津市地域防災計画の見直しが行われるまでの間は、暫定的に以下の基準により避難勧告等を発令

	避難準備情報	避難勧告	避難指示
発令時の状況	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・前兆現象の発生や、切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況
発令のタイミング (従来)	雲出橋観測所の水位が3.7m(氾濫注意水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	雲出橋観測所の水位が4.6m(避難判断水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	雲出橋観測所の水位が4.8m(氾濫危険水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき
発令のタイミング (見直し後)	雲出橋観測所の水位が5.0m(避難判断水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	雲出橋観測所の水位が5.4m(氾濫危険水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	水位が堤防天端高に到達するおそれが高いとき(越水・溢水のおそれがあるとき、又は決壊や越流を確認したとき)
発令のタイミング (差)	1. 3m上昇	0. 8m上昇	—

段階的な避難勧告等の発令と対象地域

これまで、雲出橋観測所の水位をもって同時に避難勧告等発令していたものを、危険箇所や浸水の広がり等を勘案して、3段階に分けて発令



避難準備情報 水位が5.0mを観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	避難勧告(第1段階) 水位が5.4mを観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	避難勧告(第2段階) 水位が5.7mを観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	避難勧告(第3段階) 水位が6.5mを観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	避難指示 水位が堤防天端高に到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれがあるとき、又は決壊や越流を確認したとき)
高茶屋地区の一部の自治会(小森北、ヒューマンタウン高茶屋、町屋、小森南第1、小森上野町)、雲出地区、桃園地区の一部の自治会(新家町、木造)、香良洲地域に避難準備情報を発令	雲出地区の一部の自治会(本郷、本郷西町、本郷町ニュータウン、津グリーンビレッジ雲出、パティオス、本郷北ノ端、長常、十五所、十五所団地、伊倉津町、長藤、高峯)、桃園地区の一部の自治会(新家町)に避難勧告を発令	高茶屋地区の一部の自治会(小森北、ヒューマンタウン高茶屋、町屋、小森南第1、小森上野町)、雲出地区の一部の自治会(島貫、殿木、池田)、桃園地区の一部の自治会(木造)に避難勧告を発令	香良洲地域(地家、馬場、高砂、砂原、小松、川原、桜町、稲葉、浜浦)に避難勧告を発令	左記の地区に対して、避難指示を発令

近年の雲出川下流における避難勧告等発令状況

過去3年間における避難勧告等発令状況

台風名	日付	最大水位 (雲出橋観測所)	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	備考
			3.0m	3.7m	4.6m	4.8m	6.74m	
			—	避難準備情報発令目安	避難勧告発令目安	避難指示発令目安	—	
平成24年 台風第17号	9/30~10/1	4.76m	○	○	○			発令せず
平成25年 台風第18号	9/15~9/16	4.86m	○	○	○	○		避難勧告
平成26年 台風第11号	8/9~8/10	5.71m	○	○	○	○		避難指示
避難勧告等発令回数		避難準備情報:2回、避難勧告:2回、避難指示:1回						

変更後の水位に置き換えた場合の避難勧告等発令状況

台風名	日付	最大水位 (雲出橋観測所)	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	備考
			3.0m	3.7m	5.0m	5.4m	6.74m	
			—	—	避難準備情報発令目安	避難勧告発令目安	—	
平成24年 台風第17号	9/30~10/1	4.76m	○	○				発令せず
平成25年 台風第18号	9/15~9/16	4.86m	○	○				発令せず
平成26年 台風第11号	8/9~8/10	5.71m	○	○	○	○		避難勧告
避難勧告等発令回数		避難準備情報:1回、避難勧告:1回						

○水位到達、○避難準備情報発令、○避難勧告発令、○避難指示発令

今後の対応

地域への周知

避難判断水位等の変更及び避難勧告等発令対象地域の暫定的な見直しを行うにあたり、広報津9月1日号で周知を図り、対象となる地区には、9月16日号の広報津と同時配布チラシにより周知を図る。また、対象地域ごとに説明会を実施(8月下旬～9月上旬)



学習会等の実施

適切な避難行動が行われるよう、各地域における避難時の危険箇所や浸水状況に違いがある事理解を深めるため、タウンウォッチングをはじめとした学習会や、地域独自の防災マップの作製の補助を行う。また、様々な情報収集方法の周知を図る



津市地域防災計画の修正

平成27年度において、津市地域防災計画の修正を行い、見直しによる避難勧告等の発令の正式運用を行う

正式運用開始までのスケジュール(平成27年9月～平成28年2月予定)

雲出川下流における
避難勧告等の発令
基準の暫定運用開始
(H27.9.1)

津市防災会議
(第1回)
(H27.10頃)

パブリックコメント
(H27.11～12頃)

津市防災会議
(第2回)
(H28.2頃)

雲出川下流における
避難勧告等の発令基
準の正式運用開始

平成27年8月20日締結

ポルタひさい管理組合と「大規模災害時における 帰宅困難者に対する支援に関する協定」を締結



平成27年8月20日

帰宅困難者支援の必要性

大規模地震等が発生

鉄道、バス等の交通が途絶

**駅等に滞留する通勤・通学者(帰宅困難者)が
多数発生することが想定**

一時滞在施設の確保等、帰宅困難者に対する支援が必要

津市における取り組み

これまでの津市の取り組み

▶地震災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定

協定締結先 三重県石油商業組合津支部及び一志支部(平成20年3月17日締結)

内容 給油所において、一時的な休憩所、飲料水及びトイレ等の提供、道路等の情報提供

▶大規模災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定

協定締結先 津駅前都市開発株式会社(平成25年5月29日締結)

内容 アスト津において、一時的な休憩所、飲料水、トイレ及び毛布等の提供、道路等の情報提供(面積:約1,437m²、収容人数:約870人)

帰宅困難者支援をさらに充実させるため

近鉄久居駅前「ポルタひさい」を活用

大規模災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定を締結

協定内容

締結日

平成27年8月20日

締結先

ポルタひさい管理組合 理事長 葛西 豊一

協定名

大規模災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定

概要

大規模災害発生時に、帰宅困難者を支援するため、一時的な休憩所及びトイレを提供

場所

ポルタひさい1階・2階・3階の共用通路、エントランス、トイレ

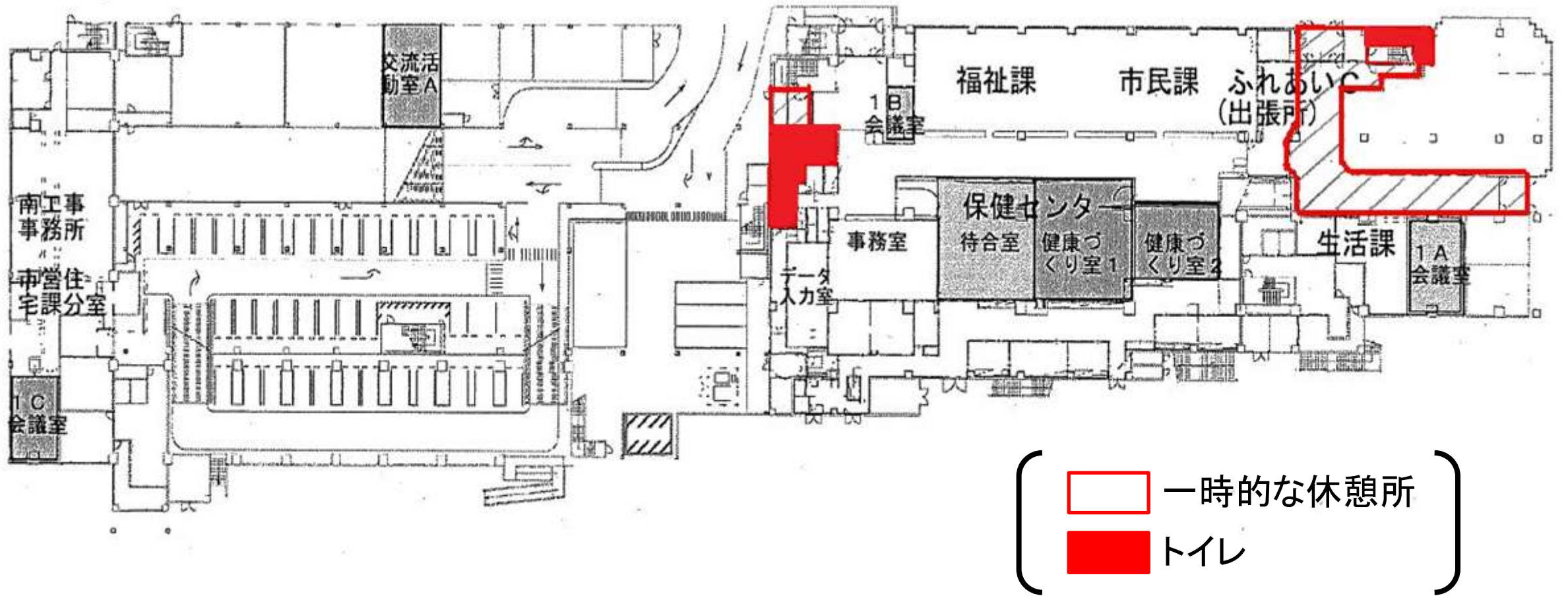
面積

約2,600m²

収容人数

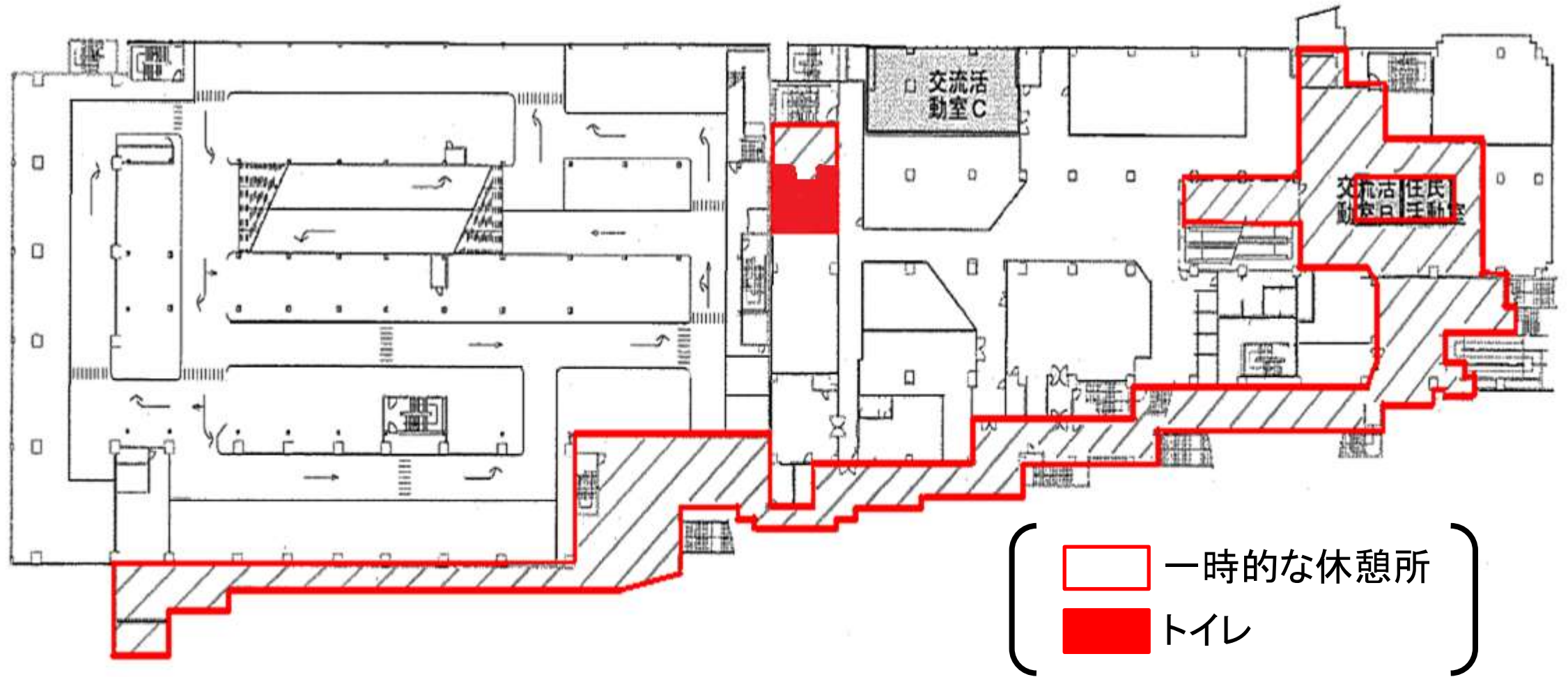
約1,600人(3.3m²に2人)

ポルタひさい1階



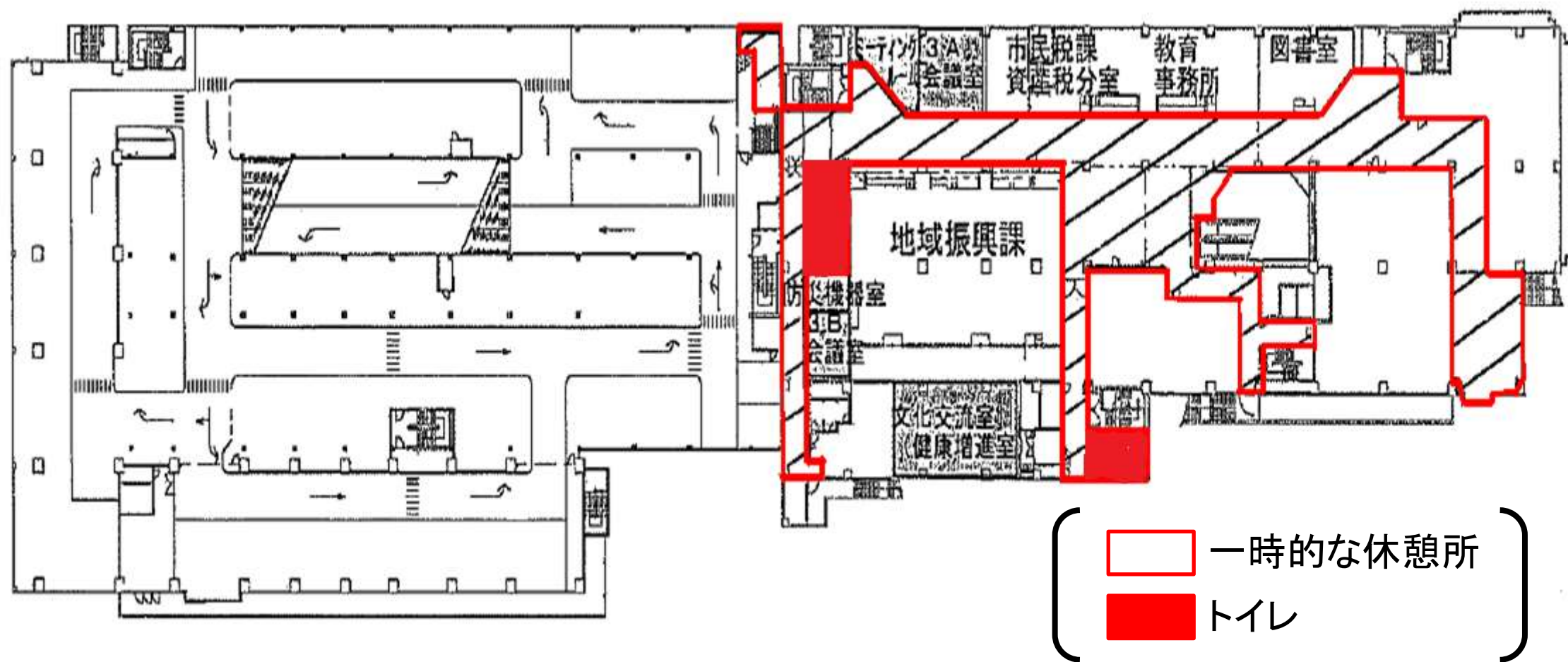
1階平面図

ポルタひさい2階



2階平面図

ポルタひさい3階



3階平面図